

2026年度

手話体験学習会開催事業



がスタートします！

聴覚障害者と手話通訳者を講師として県から派遣し、手話への理解促進と手話体験を行う無料の学習会です。

手話施策推進法の施行により、学校には手話への理解と関心を深める取組が求められます

1. 対象 県内小・中・高等学校

- ・学校について、学科・学年の制限はありません
- ・クラス単位や学年単位も可能です

2. 内容

- ・手話の歴史やろう者の暮らし
 - ・手話の体験学習
 - ・聴覚障害者の特性理解
- ※その他希望する内容があれば、申込みの際にご相談ください

3. 時間 1時間程度（応相談）

4. 費用 無料（会場の確保、設営等に係る経費は申込者の負担となります）

5. 申込

- ・聴覚障害者情報センターへ所定の様式にて1ヶ月前までにお申し込みください
 - ・講師派遣決定後、通知が届きます
- ※休館日(月曜日等)は問い合わせや派遣等の対応ができませんので、ご注意ください

【申込先・派遣に関するお問い合わせ】

山梨県立聴覚障害者情報センター

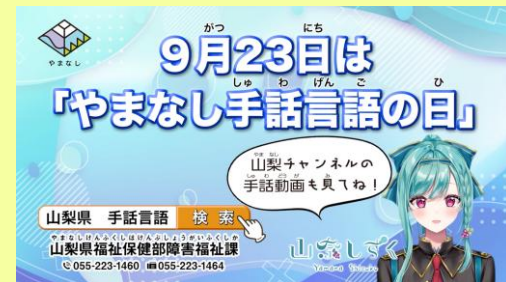
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階

TEL: 055-254-8660 FAX: 055-254-8665

【事業に関するお問い合わせ】

山梨県福祉保健部障害福祉課

TEL: 055-223-1460 FAX: 055-223-1464



手話に関する施策の推進に関する法律参考条文

(目的)

第一条 この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。

二 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

三 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

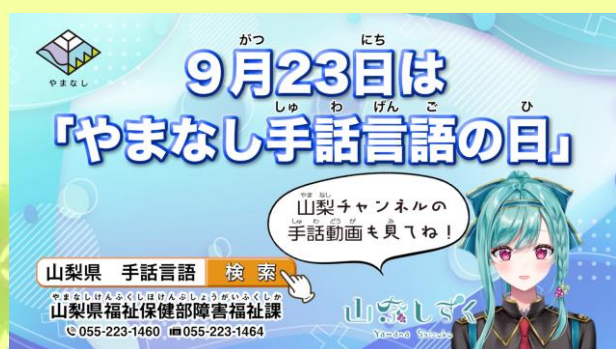
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の理解と関心の増進)

第十三条 国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。



QRコードから障害者の特性を学べる動画を視聴できます